

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)
B

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民事訴訟法			

〔設問1〕

1. 小問(1)について

Xは、Zに対し、~~甲土地~~所有権に基づく返還請求権として土地明渡請求権を訴訟物とする。乙建物退去土地明渡請求をすることとなる。このうち、Zは、乙建物を占有すること、その敷地である甲土地を占有し、所有権を侵害しているからである。

2. 小問(2)について

(1) 2個の請求を併合審理するためには、請求の客観的併合の要件を満たす必要がある。すなわち、「同様の訴訟手続による場合」(民事訴訟法136条)である必要がある。本件では、XのYに対する建物収去土地明渡請求と、XのZに対する建物退去土地明渡請求は、ともに、交付訴訟で「同様の訴訟手続による場合」であるといえる。したがって、請求の客観的併合を満たす。

(2) 次に、主観的要件も満たす必要がある。すなわち、訴訟の目的である権利又は義務が、数人について共通であるとき、又は同一の事実上及び法律上の原因に基づくとき、あるいは、権利・義務が同様にあり、同様の原因に基づくときである(38条)。

本件では、XのYに対する請求も、XのZに対する請求も、共に、甲土地所有権に基づく返還請求権であるから、訴訟の目的である権利は共通であるといえる。なお、建物収去土地明渡請求と、建物退去土地明渡請求といった違いはあるが、両者は、前者が後者を内包する関係にあるので、訴訟の目的である権利が共通であるという結論に影響はない。

(3) よって、XのY、Zに対する請求は、併合して審理することとなる。

〔設問2〕

1. まず、Xは、Zに対して、訴訟告知(53条)をすること、Zによる訴訟参加を促すことが考えられる。かかる手段から認めらるるには、

Zが建物収去できないことにも触れるとよいです。

必要ことが過不足なく書けています

38条を充足することは正しいですが、同一原因の方です。

「なお」は避けるべきです。

1 ページ
裏面へ

①訴訟が係属中であること。②Zが「参加するに当たって第2条」で定めることが必要である(同条1項)。XのYに対する訴訟は、平成29年4月21日に、訴状でYに送達されること、訴訟が係属しているといえる(①充足)。では、Zが「参加するに当たって第2条」で定められているか。その点から問題となる。

この点、訴訟告知の結果は、第4条が適用する46条の補助参加人に対する「知照」と同様であり、この「知照」は、当事者に及ぶ判決の効力と同範囲であると解される。

(1) この点、訴訟関係が複雑になることを防止する必要があるから、「参加するに当たって第2条」とは、訴訟の結果につき、法的利害関係をも有する者と、限定的に解釈すべきである。そして、この訴訟の結果は、

(2) 本件において、Zは、XのYに対する、建物収去土地明渡請求が認められれば、~~その建物退去義務~~居住権が侵害される地位にあることから、訴訟の結果につき法的利害関係をも有する者といえる。したがって、「参加するに当たって第2条」に当たるといえる。

よって、訴訟告知が認められる。

2. 次に、Xは、Zに対し、建物退去土地明渡請求訴訟を提起することとなる。この場合、併合訴訟は、二重提起(142条)にはあたらない。また、かかる訴訟は、

〔設問3〕

1. 小問(1)について

(1) まず、Zは、平成29年4月21日にXのYに対する訴訟の係属が終了した後、訴訟に参加した者であるから、参加承継人(51条)であるか、独立当事者参加(142条)した者であると考えられる。そうだとすれば、49条から49条が適用される(51条)ため、必要の共同訴訟となる(49条4項)。

さらに、Yの陳述は、相手方の主張と一致する自己に不利な主張を認める旨の陳述であるから、必要の共同訴訟では、「全員の同意があるのみで知照を生ずる」(40条1項)で、Zには、その自由として発言を妨げない。と認められる。

訴訟告知は補助参加に限られないのですが、補助参加として参加させる趣旨で書いているように見えます。(それだと間違いです。なぜならXは当事者としてZを引き込もうとしているからです。) どのような形態でZを参加させる趣旨なのか明示してください。

主観的追加的併合に触れてください

別訴提起+弁論併合についてもっと分量を書いてください。

今回のXYZの関係上、独立当事者参加は考えにくいです。

適切な記述です。

小問(2)との関係で、ここは得点対象になりました

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

↑このところの理由が書かれていません。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)

--

あまり受講者が
書けないことを
書けています。
小問(1)と(2)の
対比がきちんとできていま
す

39条の
共同訴訟人独立の原則
にも触れると丁寧です

形式面ですが、
項立てをしたほうが
読みやすいです。

設問に「当事者として参
加」とあります。不要な記
載です。

3 ページ

裏面へ

なぜ訴訟状態帰属効があるのか参加承継の趣旨から書けるとなよかったです。

+3

+3

+2

+3

+2

+1

+2

+2

20

25

5

10

15

20

25

30

4 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

評価(ABCD)

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民事訴訟法			

2	未決のYの陳述は、上のZから明白であって、Yに よって不利なものである。 そのため、 Yの陳述 ZからYと同一陳述と見て 考えている以上、その効力は生じない。 5 3 したがって、Yの陳述は特別を定めたもの に過ぎない。正しくは(3)ですね 1 これは 法50条によるもので、この場合 51条で定め、訴訟47条が適用される。 10 そのため、原則として法39条より、1人の訴訟行為は 他の共同訴訟人に影響を及ぼさない。 2 したがって Yの陳述の効力は及ぼさない。 Yの陳述はあくまで、Yとの陳述で明白になる に過ぎない。参加承継と引受承継が、イニシアチブによって規律が異なることが 15 設問2で訴訟承継を書いたのが失点につながりました。出題者が同じことを何回も問うは 違うことを問うているはずだ、という意識が必要です。 形式面という字が判読困難な箇所がありました。時間的な制限もありますが注意したいです。 またナンバリングなどを工夫するとさらに読みやすくなります。 20 25
---	---

小問(1)との違いを
意識して論じられて
います。

「原則どおり」という
よりも、
もっと直截に
同時審判の申出(民訴41
条)を準用している(民訴
50条3項)ことを理由とし
て39条の適用を導いてくだ
さい。
・「1人の訴訟行為は他の
共同訴訟人に影響を及ぼさ
ない」という箇所は正しい
です。

5
10
15
20
25
30

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。